

文部省『理事功程』と「プロイセン一般ラント法」

竹 内 力 雄

一 はじめに

『理事功程』（以後『功程』と略）の「独乙国」の部は巻之八―十一（四巻）である。巻之十「独乙国ノ三」（活版洋装本『功程』では pp.613―673 全61頁。頁数表記は、この洋装本の頁数による）、の冒頭の「（註）李国教育事務定則（一）（以後「定則」と略。pp.613―625）、の訳出テキストを提示せんとするのが本小論の目的である。（一）（以後「定則」と略。pp.613―625）、の訳出テキストを提示せんとするのが本小論の目的である。

『功程』での、当時の世界主要国教育法規の訳出テキストは大略、十九世紀中葉以降の法規であるが、唯一、「定則」のみが十八世紀の法規からである。即ち、テキストは Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten (01. 06. 1794)、「プロイセン一般ラント法」（以後 ALR と略）の Zweyter Theil Zwölfter Titel. (第二篇第十二章)（以後 ALR. II. 12. と略）全129条の訳出（但 逐条的訳出でなく摘約＝七割強 詳細後述）。この法の現代綴は Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten (01. 06. 1794). Zweiter Teil. Zwölfter Title. の筈であるが本小論では当時の綴のままに記した（註なしでも十分判る故）。なお、前述割書「（一）（以後「定則」と略。pp.613―625）、の訳出テキストを提示せんとするのが本小論の目的である。」は ALR 第二篇の公布の日（第一篇 Erster Theil 公布は一月五日）。ALR 全体の施行日は一七九四年六月一日である（石部雅

亮^{すけ}『啓蒙的絶対主義の法構造—プロイセン一般ラント法の成立—』p.259 昭和四十四年 有斐閣)。ALRに関する論考の多くが、この著を主要参考文献に挙げている。簡潔には、岩村等・三成賢次・三成美保『法制史入門』pp.126-127 一九九六年 ナカニシヤ出版 参照。

要約するに、この法はプロイセン王国第三代・フリードリヒ二世（大王 在位一七四〇—一八六年）Friedrich II. der Grosse, 1712-86. の命による編纂開始が一七八〇年、一七九一年には Allgemeines Gesetzbuch für die Preussischen Staaten. (プロイセン「一般法典」)として結実したが施行した場合の社会不安の懸念や保守反動の期を迎え、施行は延期となった。然し、ポーランド第二回分割（一七九三年、ポーランドをプロイセンとロシアで分割）での新領土のプロイセン化の為、この「一般法典」に改変、削除が施され、名称をALRと改めて復活。一七九四年六月一日施行となった。プロイセン王国第四代・フリードリヒ・ヴィルヘルム二世（在位一七八六—一七七年）Friedrich Wilhelm II., 1744-97. (先王の甥) の時代である（石部 p.218以下）。

当初のALRは全四巻^②。Bd. 1 = 424 SS. Bd. 2 = 1004 SS. Bd. 3 = 695 SS. Bd. 4 = 1400 SS. 全3513 SS. 全条文数 = 二万弱（かく龐大になったのは裁判官による法文解釈を無くさんとするのが一因とされている）。

今、調べんとしているALR. II. 12. は Bd. 4 SS. 877-894（当初版の模写本が広島大学に架蔵されており、取材はしたが確認に向くに至っていない事を御断りしておく）。

訳出された「定則」との対応に用いたテキストは「定則」載録の『功程』卷之十の出版年、明治^{一八七五}八年以前出版のALRより選んだものである（原文は(1)を底本とし(2)で若干、補正した）。

- (1) 当初版ALR. II. 12. SS. 877-894. (Bd. 4).

* (2) C・F・ロッホ編 Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten: unter Andeutung der obsoleten oder aufgehobenen Vorschriften und Einschaltung der jüngeren noch geltenden Bestimmungen, herausgegeben mit Kommentar in Anmerkungen von Dr. C. F. Koch, Berlin, J. Gutentag, 1863. (Zweiter Theil. Zwölfter Titel. SS. 463-523. 『プロイセン一般ラント法』) C・F・ロッホ博士編、脚註々釈付＝すたれて廃止の条文及び、代替のより新しい現行規定明示＝ベルリン・J・グッテンターク社 一八六三年)「第二篇 第十二章 SS. 463-523」。

(3) Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten. 1863. Verlag von Albert Nauck & Comp. 1)の書は四卷三冊本で編者不詳。ALR. II. 12. は第四卷 Vierter Band. SS. 122-138. §. 1-75. (以後、§ 1-75の如く表記)但引用時は原文通り §. 3...の如く表記)迄は注解なしで当初の条文を提示、§ 76以降は条文に注解付が多くなっている。

(2)のロッホ編では、§ 6 ¹⁴⁾ §. 6. Fallt weg) [§ 6 廃止]と^(*)し、脚註に^(*)

※ Wortlaut ist: „Auf dem...“ [条文に曰...]として当初の条文を覆刻(後述)する形式になっている。脚註での、その後の法規への統合や改廃等々の注釈が詳細すぎて、これらは当時の日本にとって要しない感が強い。一方、(3)のアルベルト・ナオック社版は、『功程』 p. 619 ¹⁵⁾ §. 5の割書「一千八百三十三年ノ布告憲法ニ因テ之ヲ廃ス」に相応する原文記述がない。この事から(3)は参照にはなるが、先の「定則」の訳出テキストではない、と判明する(§ 58の訳出文)。

(2)のコッホ編では、「§ 58 廃止 註33参照」とし、脚註にて「註33 一八三三年五月十三日付法律第一篇第二章第三十九条へ統合。第五十八条条文は以下の如くである。然しながら、ギムナジウムや実業学校は...」と解説しており、この(2)の方が「定則」の訳出テキストたり得る、といえる(後述参照)。

一書、披閲不能であった文献を記しておく。国立国会図書館蔵 Allgemeines Landrecht für die Preussischen

Staaten, im Auftrage des Justiz-Ministers mit Anmerkung, hrsg. von Schering, Berlin, A. Nauck, 1869, 2 verm. und verb. Ausg. (シエリング編、脚註付 司法大臣委嘱ALR、ベルリン A・ナオック社 一八六九年 改訂増補第二版)は複写不可との事で、筆者には披閲不能であった事を記しておく。(2)のコツホ編の脚註との違いが判れば、「定則」訳出テキストの可能性の差が判るのではないか、との思いがあるからである。なお、この書は明治初年にプロイセンに留學していた邦人の遺品ではなく、購入品との事である(国立国会図書館よりの回答)。

【※ Christian Friedrich Koch, 1798-1872. 小野秀誠「立法と法実務家の役割—ALRの変遷—」『一橋法学』第13巻第3号(二〇一四年十一月 一橋大学大学院法学研究科) pp.16-20に詳しく紹介されている。苦学力行の士である事がよく判る。「19世紀におけるプロイセン民法学のもっとも重要な著作者」と紹介され、コツホ編のALRについては、「同書は死後も改定され続け、Försterによる8版が一八八四年に出ている。こちらは条文つきのコンメンタールであり、実務家向けのものであり、ドイツ民法典の成立まで参照された」とある(小野 p.19)。Försterフェルスターについても同書 pp.20-23に紹介されていて、「プロイセン法の注釈者として著名」との事である。

右、小野秀誠論文の存在は同志社大学同志社史資料センターの布施智子氏の御教示による。記して謝意を表する次第である】

二 「李国教育事務定則…」とALR, II, 12.

これ迄「定則」全体について、その訳出テキストと対比した先行研究が未見なので、いささか繁にして纏では

あるが、詳細に紹介する事とする。

以下若干、表記等について記する。「定則」 p. 613 以下で、これに対応する ALR. II. 12. の条文が § 1 の場合、

p. 613 上記の如く表記。但、原文引用は §. 1. と記した。又、ALR 条文の右余白（或は左余白）に別記

(5) の項名で不訳出のものは、例えば Begriff は [Begriff: 法の趣旨] の如く補記しておいた。

§ 1

ALR. II. 12. は、最初の二条が法の趣旨。次に私的教育施設 家庭での教育 公教育と教育全般に触れ (§ 3 - 11)、その後を三節に分けて規定。即ち、

I. Von gemeinen Schulen. [第一節 庶民学校について] (『功程』では「小学校」= 以下同様 = § 12 - 53)。 (以下各節後述)。

II. Von gelehrten Schulen und Gymnasien. [第二節 実学^(通)学校及び、ギムナジウムについて] (「中学校」 § 54 - 66)。

III. Von Universitäten. [第三節 大学について] (「大学校」 § 67 - 129)。

p. 613 (四行目からの本論の前には) [Zwölfter Titel. 第十二章] [Von niederen und höheren Schulen. 下級及び、上級学校について] (§ 1 - 129) [Begriff: 法の趣旨] (§ 1 - 2) の、章の名数、法規タイトル、最初の項名が不訳出。

(4) 「諸学校及ヒ大学校ハ總テ少年ヲ指導シテ人生必須ナル智識ヲ備ヘシムルノ目的ヲ以テ政府ヨリ之ヲ興立セシムルモノナリ」 = §. 1. Schulen und Universitäten sind Veranstaltungen des Staats, welche den Unterricht der

Jugend in nützlichen Kenntnissen und Wissenschaften zur Absicht haben. の訳出。「政府」の「興立」＝〔Veranstaltungen des Staats〕と云う規定は、学校を国家の営造物とする。他方、〔§. 67. Universitäten haben alle Rechte privilegierter Corporationen. 大学は特権的団体の全ての権限を保持する〕としてゐる（不訳出）。現在の綴りは privilegierter Korporationen づゝ、特権的自治（独立）団体、とされてはゐるが（後述、高木 p. 45）、夫々次の条 §. 2、§. 68 づゝ、かかる施設は、国家の支配下にある存在である（次の(6)参照、§. 68 は後述）、と規定されてゐる。

(6) 「故ニ学校ハ政府ノ允承ヲ得テ始メテ之ヲ設クヘシ」＝ §. 2. Dergleichen Anstalten sollen nur mit Vorwissen und Genehmigung errichtet werden. 「允承ヲ得テ」は〔Vorwissen (国家への) 事前通知と Genehmigung 裁可を以て〕の意である。

(7) 「私塾」＝ Von Privaterziehungsanstalten. [私的教育施設(じこうせつ)] (§. 3-6)。

(8) 「私塾ヲ…」＝ Privaterziehungs-oder sogenannte Pensionsanstalt [私的教育或は所謂、寄宿教育施設] の意である。(かかる施設を設けんとする者は)「其職業ニ適當スル条件及ヒ教育ノ方法并ニ意見ヲ条記シ其地方学校及ヒ教育事務専任ノ官員ニ就テ其允承ヲ請フヘシ」＝ §. 3. Wer eine Privaterziehungs-oder sogenannte Pensionsanstalt errichten will, muß bey derjenigen Behörde, welcher die Aufsicht über das Schul- und Erziehungswesen des Orts aufgetragen ist, seine Tüchtigkeit zu diesem Geschäfte nachweisen, und seinen Plan, sowohl in Ansehung der Erziehung, als des Unterrichts, zur Genehmigung vorlegen. から〔其地方の学校及び教育の状況視察を任とする当局による、この教育の職にふさわしい能力を有する事の証明と、訓育のみでなく授業計画を、許可を求めて提出なされねばならない〕が本意。

(10) 「斯ノ如キ私塾ト雖モ塾中生徒ノ風俗及ヒ身体保全礼節ノ如何ヲ視察スヘキ監官ノ監督ヲ受クヘシ」＝§. 4. Auch solche Privat-Schul- und Erziehungsanstalten sind der Aufsicht dieser Behörde unterworfen, welche von der Art, wie die Kinder gehalten und verpflegt, wie die physische und moralische Erziehung derselben besorgt, und wie ihnen der erforderliche Unterricht gegeben werde, Kenntnis einzuziehen befugt und verpflichtet ist. 「又、かかる私的・学校・教育施設は、この当局の監督下に置かれる。即ち、当局は、行儀については児童が身に付けて正しく振舞っているか否か、身心についての訓育がなされているか否か、必要な授業がなされていて児童が獲得すべき知識が、きちんと与えられ、それが使命となっているか否か、を監視するものである」の意。(ALR 公布時の Disis ハイフンは、であるがーに改めた)。

(12) 「若シ法則ヲ紊シ風俗ヲ傷ル如キ有害ノ事アラハ監官明ニ之ヲ検査シ其改革方法ヲ州内学校及ヒ教育事務長官ニ建白スヘシ」＝§. 5. Schädliche Unordnungen und Misbräuche, welche sie dabei bemerkt, muß sie der dem Schul- und Erziehungswesen in der Provinz, vorgetzten Behörde zur nähern Prüfung und Abstellung anzeigen. 「有害なる反社会的行動や暴力が認められた時には、前述の州内学校・教育組織へ詳しい調査報告を、その排除の為、送って知らせねばならない」の意。

p. 614

(1) 「公学校アル邑内^(コウ)及ヒ小都市ニ於テハ特別ノ事由アラサレハ[＊]問立学校[＊]ヲ原語適当ノ訳ナシ故ニ姑ク問立学校ト訳スヲ設クヘカラス」＝§. 6. Auf dem Lande und in kleinern Städten, wo öffentliche Schulanstalten sind, sollen keine Neben- oder sogenannte Winkelschulen ohne besondere Erlaubnis geduldet werden. 「公立学校施設のある領邦や小都市に於ては、脇校[＊]Nebenschuleや、所謂、[＊]隅校は特別の許可なしには容認されざるものとする」の意。但、

『功程』では、Nebenschule（やみ分校の如き存在）は訳出されておらず、Winkelschuleを『功程』初版本では「潜立学校」としてゐる。

【※】これらの学校の発端は遙か過去のことである。…都市の片隅で今を盛りに繁茂を続けていた。いかがわしい過去の持ち主や人生の敗残者となった書生、あるいは荒くれた「長屋のおかみさん」などが生活のために、自己自身はたいてい無学でありながら学習塾を開き、怪しげな読み書き計算を教授していたのである。「プロテスタント運動のうちに横たわっている似て非なる教授の自由の結果である」とA・ホイバウム(Holtmann)は「三文学級」[Pfeffing Schule]とか「がらくた学校」[Klappschule]と呼ばれていた、とされている（田中昭徳 pp.146-147）。なお、「功程」では原語の音表記は訳語の左に振られていたが、全て右に替えてある】

ALRは、次の項 *[Von der häuslichen Erziehung, 家庭での教育]* (§ 710) へ進む（項名は§ 710に不訳出）。§ 7. Ältern steht zwar frey, nach den im Zweyten Titel enthaltenen Bestimmungen, den Unterricht und die Erziehung ihrer Kinder auch in ihren Häusern zu besorgen. [第二章の諸規定によつて親たちが自らの家庭に於て自らの子女の教授と訓育を行なう事は、勿論自由である]。

かく不訳出は、明治新政権による斉一的国民教育にとつて好ましからざる条文、の故か（親のこの権利については後述、乾論文参照）。

(3) 「人ニ備ハレ教授スルモノハ前ニ云ヘル官員学校及ヒ教育事務ニ任スル者ニ申請シ其称職・憑證ヲ受クヘシ」 = § 8. Diejenigen aber, welche ein Gewerbe daraus machen, daß sie Lehrstunden in den Häusern geben, müssen sich wegen ihrer Tüchtigkeit dazu, bey der §. 3. bezeichneten Behörde ausweisen, und sich von derselben mit einem

Zeugnisse darüber versehen lassen. (備われて家庭で授業する事を生業とする者は何人も、第三条に示した当局によつて、その能力を有する事が証明され、且、その証明書が交付される事を要する)の意。続いて、

(5) 「公学校」 = Von öffentlichen Schulen. (公立学校に「じつ」) (§ 9 - 11) を各、訳出。

(6) 「總テ公学校ハ常ニ政府ノ視察ヲ受ケ其督責ヲ受クヘシ」 = §. 9. Alle öffentliche Schul- und Erziehungsanstalten stehen unter der Aufsicht des Staats, und müssen sich den Prüfungen und Visitationen desselben zu allen Zeiten unterwerfen. (全ての公立学校・教育施設は国家の監督下にあり、いついかなる時でも国の監査と視察を受けねばならない)の意。プロイセンの、教育に対する統制の姿は『功程』の訳出文言以上の厳しさが感じられる。

(7) 「公学校ニ於テハ宗派ノ異同アリト雖モ決シテ生徒ノ入学ヲ妨クヘカラス」 = §. 10. Niemanden soll, wegen Verschiedenheit des Glaubensbekenntnisses, der Zutritt in öffentliche Schulen versagt werden. (何人も信仰告白の違いによつて公立学校への入学を拒まれてはならない)の意。公教育の、宗派からの独立・自由が法によつて保障されているのである。

(8) 「生徒中若シ公学校ニ於テ教フル法教ヲ奉セサルモノアレハ法教授席ニ列スヘカラス」 = §. 11. Kindern, die in einer andern Religion, als welche in der öffentlichen Schule gelehrt wird, nach den Gesetzen des Staats erzogen werden sollen, können dem Religionsunterrichte in derselben beizuwohnen nicht angehoben werden.

(「法に基いて国家が設立した公立学校で学ぶ際、学校での宗教授業と宗派の異なる児童は、自らの宗派の宗教授業に出席する事を阻止される事はない」)の意で、「(学校での)法教授席ニ列スヘカラス」ではない。いわば、信教の自由の具体化の一例といふべきか。

(10) 「一般小学校」 = I. Von gemeinen Schulen. (第一節 庶民学校について) の意で、既述の項、と同じ扱ふべきなへ ALR. II.12. の三〇の節の一〇で、先述の如く (§ 12-53) の条文から成つてゐる。この節の最初の項が [Aufsicht und Direction derselben. その監督と指導] (§ 12-17) であるが、この項名を訳出してゐない。

(11) 「小学校ハ各所ノ地方長官ト法教師トノ管轄ヲ受ク」は § 12 の長い一文の最初の節を訳出してゐない。即ち、§. 12. Gemeinde Schulen, die den ersten Unterichte der Jugend gewidmet sind, stehen unter der Direction der Gerichtsobrigkeit eines jeden Orts, welche dabey die Geistlichkeit eines Gemeinde [Gemeinde], zu welcher die Schule gehört, zuziehen [zuziehen] muß.〔年少者の初歩教育を事とする庶民学校は各自居住区の裁判所当局の管轄下に置くものとするが、それには、この学区の人々を牧する聖職者の立合いがなければならぬ〕の意であつて、〔…地方長官ト法教師ノ管轄ヲ受ク〕では少し正確さを欠く憾がある。

各宗派の教育支配排除のため、裁判所という国家の機構を通して法的・一元的に国家が教育を支配せんとする意志の表われ、とみられる。以下、『功程』は、この項の § 13-17 を逐条的に訳出(本小論では原文提示等を略)、次項(次頁)へと進む。

p. 615

(9) 「学校所有地」この項の原文 = Äußere Rechte der Schulanstalten. (学校建造物の対外的権利) で (§ 18-21) から成る。「学校所有地」? としておく。

(10) 「学校建築ハ寺院ト同シク特別ノ権ヲ有スル者ナリ」 = §. 18. Schulgebäude genießen eben die Vorrechte, wie die Kirchengebäude. (Tit. XI. §. 170 sqq.) [学校建造物は教会建造物と同様に特権を享受する(第十一章第七十条以下)]。右の() 部分は不訳出。これが次の § 19 の訳出文割書を不分明なものにしてゐる。

(11)「学校ニ属セル土地及ヒ財産ニ付テハ寺院ノ規則ニ準スヘシ国憲第九編第九十
三章ヲ参考スヘシ然レモ学校所属ノ金及ヒ土地ハ官
庁ノ管轄ヲ受クルモノトス」(割書の「国憲」 = [Ebens. 同書]。「第百九十三章」は、当初版では §. 192. コッホ
編では §. 193. 即ち『功程』への訳出テキストは修正を加えた版、こゝへ) = §. 19. Auch von den Grundstücken
und übrigen Vermögen der Schulen gilt in der Regel alles das, was vom Kirchenvermögen verorsdet ist.
[Ebdend. §. 192. [193] sqq. Sect. [Abschn.] IX.]

右「財産」 = [das übrige Vermögen 余剩財産]の事。「割書」は原文の()内の註記で「国憲」で必ずし
も誤りではないが〔同書第九章第百九十三条以下〕の意。又、「割書」の終り後「然レモ学校所属(47)ノ金及ヒ土地ハ
官庁ノ管轄ヲ受クルモノトス」は次の条文である。即ち §. 20. Doch sind Vermögen und Grundstücke, die zu
einer gemeinen Schule gehören, von der ordentlichen Gerichtsbarkeit nicht ausgenommen. [庶民学校所有の財
産や土地は、正規の裁判権の管轄外にあるものではない]の意。こゝでは二つの条文 §. 19・20 を一つの条文の如
くしている。次は p. 615 の最終行と p. 616 の一行目である。

p. 615
- 616

(1)「学校ハ寄附金又ハ死後遺納セル金ヲ以テ建ツトモ寺院及ヒ法教社中ノ束縛ヲ受クルナシ」 = §. 21. Auch
sind inländische Schulen, bey Schenkungen und Vermächtnissen, den Einschränkungen der Kirchen und
geistlichen Gesellschaften nicht unterworfen. (Th. I. Tit. XL. §. 1075) の訳出。但()内〔第一篇第四十章第十
五十七条〕は不訳出。次は項 [Bestellung der Schullehrer. 教師の任用] (§. 22 - 25) であるが項名不訳出。
p. 616

(2)「学校教師ヲ命スルハ必地方長官ノ關係タルヘシ教師トナルヘキ許可ノ憑證ナキモノハ直ニ教師ヲ命スヘカラ

ス」= §. 22. Die Bestellung der Schullehrer kommt in der Regel der Gerichtsobrigkeit zu. 「教師の任用は、通例裁判所当局の担当である」の意。§ 23 は不訳出であるが参考のために記しておく。[§. 23. Durch wen diese Befugnis in Ansehung der auf Domeinen oder andern Königlichen Gütern zu bestellenden Schullehrer ausgeübt werde, ist nach den Verfassungen einer jeder Provinz bestimmt. 教員採用は、領邦と王国の両財政を顧慮して、その権限の行使がなされるが、（最終的には）各州の憲法に基くものとする] の意。次条は左の如くである。

§. 24. Überall aber soll kein Schulmeister bestellt und angenommen werden, der nicht zuvor, nach angestellter Prüfung, ein Zeugnis der Tüchtigkeit zu einem solchen Amte erhalten hat. 「然しながら、如何なる所でも教員の招致・採用は、採用試験、即ち、この官職に対して能力ありとする証明を得る前になされてはならぬものとする」の意。

この事から、この(2)の一文「学校教師ヲ命スルハ…」は § 22 と 24 を一括りにして一条文の如くにしたものである事が判明する。

(4) 「新ニ教師ニ採用スヘキ者ハ邑内ノ検査官コレニ面会シ若シ免許ノ憑證ナキ時ハ検査官更ニ之ヲ試験スヘシ」= §. 25. Es muß also jeder neu anzunehmende Schullehrer dem Kreisinspector oder Erzpriester angezeigt, und wenn er noch mit keinem Zeugnisse seiner Tüchtigkeit versehen ist, demselben zur Prüfung vorgestellt werden. の訳出である。右「邑内ノ検査官」は、教師採用を行なう地域の Kreisinspector (管区検閲官) である。「コレニ面会シ」の前に、「又は(管区) Erzpriester = 首席牧師」が訳出されていない(日本では不要の故か)。「更ニ之ヲ試験スヘシ」ではなく「新採用せんとする教師に、その資質ありと証明できない時には試験結果を彼に知らしめねばならない」の意。次条 § 26 から新しい項であるが不訳出。即ち、

〔Rechte und Pflichten derselben. 彼等自身の権利と義務〕 (§ 26 - 28)。

(6) 「小学校ノ教員ハ特別ノ權ヲ有セス地方長官ノ管轄ヲ受クヘシ」 = §. 26. Gemeinde Schullehrer haben keinen privilegierten Gerichtsstand, sondern sind der ordentlichen Gerichtsbarkeit des Orts unterworfen. の原文より、「小学校教員」 = Gemeinde Schullehrer (庶民学校教師) であり、「特別ノ權ヲ有セス」 = 「特権的な(被)裁判權を有せず」の意である。「地方長官ノ管轄ヲ受クヘシ」 = (居住) 地区の通常の(被)裁判權に從属するものとする」の意。§ 27・28 不訳出。次の項目名不訳出。

〔Unterhalt. 經費〕 (§ 29 - 33)。§. 29. Wo keine Stiftungen für die gemeinen Schulen vorhanden sind, liegt die Unterhaltung der Lehrer den sämtlichen Hausvätern jedes Orts, ohne Unterschied, ob sie Kinder haben, oder nicht, und ohne Unterschied des Glaubebekenntnisses ob, これを『功程』は次の如く訳出する。

(7) 「教師ノ給料ハ小学校ノ為ニ備フル積金アラサル地方ニ於テハ毎戸子女ノ有無宗派ノ差別ニ拘ハラズ總テ之ヲ出サシム」。以上から現在なら、「積金」Stiftungen → 「諸基金」、 「小学校」 → 「庶民学校」と訳出。sämtlich = 「總つ」、 「宗派ノ差別」 Unterschied des Glaubebekenntnisses → 「信仰告白の違つ」の意であるとしておく。この§ 29は、庶民学校の費用負担が地方住民にある事を定めた条文、といえる。

(9) 「然レモ其地方ノ居民奉スル所ノ宗派ニ從ヒ小学校ヲ設クル所ニ於テハ宗派ノ差別ニ因テ教師ノ歳俸ヲ給スヘシ」 = § 30の訳出で、「ある地方の住民が一宗派に属する人が極めて多く、庶民学校も、その宗派立が同様である時には住民の教師給与負担は、その宗派立校の分だけでもよい」の意である(原文略)。

(11) 「右学校負担ハ其居民ノ家産ニ從ヒ金或ハ産物ヲ以テ納メシムヘシ其指揮ハ地方長官ヨリスヘシ」 = § 31の訳出。「金」 = Geld (かね) である。「地方長官」はすでに指摘した如く、Gerichtsbarkeit (裁判所当局) である

(原文略)。

(12) 「此費用ヲ供スル民家ノ少年ハ別ニ学費ヲ払フナシ」 = § 32の訳出である。「少年」 = Kinderの訳出なので「子女」の方が適当か。「学費ヲ払フナシ」 = von Entrichtung eines Schulgeldes für immer frei. (学費の納入については常に無料)の意。零細家計で地区の学校分担金を支払えない家の子供の授業料は原則、納入を要した事が判る(原文略)。

p. 617

(1) 「村里ニ住シ所有地アルモノハ其地内ニ住スル無産ノ細民ヲ扶助スヘシ」 = §. 33. Gutsheerhschaften auf dem Lande sind verpflichtet, ihre Unterthanen, welche zur Aufbringung ihres schuldigen Beitrags ganz oder zum Theil auf eine Zeitlang unvernögend sind, dabey nach Nothdurft zu unterstützen.

『功程』は、この条文の最初の節を訳出しているのみである。この条文は領民の学校負担金に対する、その領民の領主ともいうべきGutsherrschaftの責務について定めているもので、「(大土地所有)領主は、その領民が分担金を拠出するのに全面的或は、部分的に、一時、不能になった際には、その必須のもの(分担金等)を援助すべきである」の意。

(2) 「学校建築及ヒ教師住宅ノ費用ハ總テ人民ノ担任スルモノトシ其地方ノ居民悉ク之ヲ出スヘシ」 = § 34の訳出。これは、項 [Schulgebäude 学校建造物] (§ 34 - 38) の最初の条文である。§. 34. Auch die Unterhaltung der Schulgebäude und Schulmeister-Wohnungen muß, als gemeine Last, von allen zu einer solchen Schule gewiesenen Einwohnern ohne Unterschied getragen werden. 「又、学校建造物や教員住宅の維持は、共同負担として、この学校に関係する住民は例外なく、負担されねばならない」の意。

(4)「学校アル地方ニ隣リテ住スル人民モ学校造営費用ハ各其一般居民ノ課率ヲ受クヘシ」= §. 35. Doch trägt das Mitglied einer fremden zugeschlagenen Gemeinde zur Unterhaltung der Gebäude nur halb so viel bey, als ein Einwohner von gleicher Classe an dem Orte, wo die Schule befindlich ist. [然しながら隣接してゐる自治体の住民は、校舎の維持費は学校のある地域の同じ階層の半額を負担するだけだよ]の意で、「一般住民の課率」は錯誤である。

(6)「学校ヲ建築シ又ハ之ヲ修理スル時ハ諸都会ノ總代及ヒ村里ノ地主ハ其土ノ產物ヲ以テ右造営入費ニ代償スヘシ」= §. 36の訳出。「諸都会ノ總代」= die Magistrate in den Städten. 「市の評議會」。「村里ノ地主」= die Gutsherrschaften auf dem Lande. 「大土地所有領主」(既述)。この条文は当時のプロイセン支配層の責務の表明、としておく(結局は領民負担に帰する)。§. 37・38不訳出。

次は、項 (Pflicht der Schulgemeinde zur Herbeiholung neuer Schulmeister. 学区民の招致新任教員に対する責務) (§. 39-42)、であるが全て不訳出。本小論でも記述略。次は新しい項である。

(8) 「児童ヲ就学セシム可キ親の義務」= Pflicht der Ältern, ihre Kinder zur Schule zu halten. (§. 43-46)。但、§. 44・46不訳出。

(9)「每家其児童ヲ宅裏ニ於テ教授スル能ハス或ハ教授スルヲ欲セサルモノハ齡滿五歳ニ至テ必入校セシムヘシ」= §. 43. Jeder Einwohner, welcher den nötigen Unterricht für seine Kinder in seinem Hause nicht besorgen kann, oder will, ist schuldig, dieselben nach zurückgelegtem fünften Jahre zur Schule zu schicken. の訳出。次の §. 44は不訳出。

(11)「家業ニ因リ己ムヲ得ス定規ノ学校時間ヲ闕クノ児童ハ日曜日及ヒ休暇時間ニ於テ特別ノ授業ヲ受クヘシ」=

§. 45. Zum Besten derjenigen Kinder, welche wegen häuslicher Geschäfte die ordinären Schulstunden, zu gewissen notwendiger Arbeit gewidmeten Jahreszeiten, nicht mehr ununterbrochen besuchen können, soll am Sonntage, in den Feyerstunden zwischen der Arbeit, und zu andern schicklichen Zeiten, besonderer Unterricht gegeben werden. 「家業のため、確かで不可欠の仕事に一年中従事していて、中断してはならぬ授業を少なからず中断してしまう児童は、日曜日か或は、仕事の合間の休み時間、又は適宜な時間に特別の授業が与えられねばならぬものとする」の意。§ 46 不訳出「必須知識が得られたと判る迄授業を要する」とする内容」。

以下は注目すべき項と、その条文を中心に論を進める事とする。

p. 617

(13) 「視察職分」= Pflichten der Schulaufseher. [学校監督官の職責] (§ 47 - 48) は訳出。これは p. 618 (1) と (3) である。

次の項 [Pflichten des Predigers. 説教者の責務] (§ 49) は全く不訳出。参考迄に提示しておく。[§. 49. Prediger des Orts ist schuldig, nicht nur durch Aufsicht, sondern auf durch eignen Unterricht, des Schulmeisters sowohl als der Kinder, zur Errichtung des Zwecks der Schulanstralen thätig mitzuwirken. 地区の説教師には、学校を監督するだけでなく、自ら、児童さらには、教師をも説教する事によって学校施設が目的としている事に協働する責務がある]。

明治新政権が創始、定着を図っていた国民教育に基督敎説教師が干与する等の事は全く考えられないので、この項と条文 (§ 49) は不訳出になった、としておく。

- (5) 「校内譴責」 = Schulzucht. 「校内規律」 (§ 50 - 53)。
- (6) 「学校ニ於テ生徒ヲ罰スルハ決シテ健康ヲ害スル如キ粗暴ノ事ヲナスヘカラス」 = §. 50. Die Schulzucht darf niemals bis zu Mißhandlungen, welche der Gesundheit der Kinder auch nur auf entfernte Art schädlich werden könnten, ausgedehnt werden.
- (7) 「児童モシ悪行アリテ之ヲ罰スルニ輕法ヲ以テスレハ遂ニ甚シキニ至ルヲ恐レハ教師コレヲ学校委員及ヒ其長官ニ達スヘシ」は = § 51の訳出。「学校委員…其長官ニ達スヘシ」は so muß er der Obrigkeit und dem geistlichen Schulvorsteher davon Anzeige machen. 「それにひいて、彼 (er = Schullehrer 教師) は当局及び、校内宗教主任者に通知せねばならぬ」の意。
- (9) 「右官員等ヨリ其両親及ヒ後見人ニ委細ノ情実ヲ論シ改心セシムルヲ要スヘシ」 = § 52の訳出。
- (10) 「然リト雖モ両親ヲシテ譴責ヲ施スニ付決シテ前ニ記セル如キ粗暴ヲナシムルヘカラス」 = §. 53. Aber auch dabei dürfen die der älteren Zucht vorgeschriebenen Grenzen nicht überschritten werden. 「然しながら、その場合でも親の叱責は、既に決定して記述されている規律の限度を書替える事は許されない」の意。
- 以上にて、「一般小学校」 = I. Von gemeinen Schulen. 「第一節 庶民学校について」の条文への論及を終え、第二節に進む。

- (12) 「中学校」 = II. Von gelehrten Schulen und Gymnasien. 「第二節 実^備学^備学校及び、ギムナジウムについて」の意である (§ 54 - 66)。

(13) 「中学校ハ学校及ヒ教育事務ニ付キ政府ヨリ委任セル官員ノ管轄ヲ受ク右官員ハ常ニ学校定則及ヒ教授ノ完全スルコトヲ旨トシテ之ヲ監督スヘシ」 = §. 56. Dergleichen Schulen stehen unter der nähern Direction der dem Schul- und Erziehungswesen, vom State vorgesezten Behörde; welche besonders darauf sehen muß, daß der Unterricht Zweckmäßig eingerichtet und die Schule unter beständiger Aufsicht gehalten werde. [かかる学校は、学校・教育制度の為に国が組織した官庁の、より直接的な指揮の下にある。この官庁は授業が適正になされているか、学校が不断の監督下に置かれているかを特に監視しなければならない]の意。

この § 56 の前二条、§ 54・55 は不訳出であるが、「中学校」の定義と、その権限について決めているので紹介しておく。この § 54 から前述の第二節が始まるのであるから。

[§. 54. Schulen und Gymnasia, in welchen die Jugend zu höhern Wissenschaften, oder auch zu Künsten und bürgerlichen Gewerben, durch Beybringung der dabey nöthigen oder nützlichen wissenschaftlichen Kenntnisse vorbereitet werden soll, haben die äußern Rechte der Corporationen. かの学校やギムナジウムでは、若者が高度な学術や技術或は、市民が生業の為に授業を通して、それに必要にして有益な学術的知識が用意されるべきであり、そこには団体としての対外的諸権能が保持されているものである]の意。その権能の行使については次の条文によって定められている。

[§. 55. Diese Rechte werden durch die Schulcollegia, nach der eingeführten Schulordnung, jedes Orts, ausgeübt. これらの権能は既に公表されている各地の学校規範に基づいて、教師団によって行使されるものとする]の意。
p. 619

(2) 「右学校家屋土地及ヒ財産ニ付テハ總テ寺院ノ如クス但家屋ハ前章小学ノ条ヲ参観スヘシニ掲ケタル諸件ニ準スヘシ」 = §.

57. Von den Gebäuden, Grundstücken, und Vermögen solcher Anstalten gilt alles, was in Ansehung der Kirchen und deren Vermögen im vorigen Titel verordnet ist. の訳出。

(4)「中学校ハ寄附及ヒ死後遺納セル金アリトモ小学校ト同シク法教社中ノ敢テ専任スル所ニアラスノ布告憲法ニ因テ之ヲ廃ス」= § 58 の訳出。勿論、ALR 發布時には割書部分はなく、§ 58. Doch sind Gymnasia und Realschulen, in

Ansehung der Schenkungen und Vermächtnisse, den Einschränkungen der Kirchengesellschaften eben so wenig, wie die gemeinen Schulen, unterworfen. 「然しながら、ギムナジウムや実業学校は庶民学校と同じく、寄附や遺贈があったからといって、基督教界の容喙を少しも許すものではない」の意のみ。先述「コッホ編の ALR では §. 58. Aufgehoben^(兼止)」とあり、「脚註 33」(2. A.) Der §. 58. Lauter: §. 58 の内容は以下の如くである」といつた最初の条文を「補遺 2」で覆刻。その前に [G. v. 13. Mai 1833 (Zus. zu §. 39, Tit. 12, Th.D. 1833 年五月十三日付法律。第一篇第十二章第三十九条に統合)』と註記。

割書部分は、このコッホ編 ALR に依ったか或は、一八三三年の、この法改正についてのコメンタール付法律書に依った事が判るものである (この法律書は筆者未見。後述 § 77 参照)。

(6) = § 59 の訳出。

(8) = § 60 の訳出。(前条と共に説明略)。

(11)「学校視察に選挙セラル、者ハ行状正シキ者及ヒ公平ナル者ニ限ルヘシ」= §. 61. Zu Aufsehern müssen Leute von hinlänglichen Kenntnissen, guten Sitten, und richtiger Beurtheilungskraft gewählt werden. [学校視察の爲には、十分な知識あり、礼節正しく、適正な価値判断能力を有する人が選ばねばならぬ] の意。

(13) - 次頁(2)迄は § 62 の訳出。= §. 62. Diese müssen junge Leute, welche sich einer Lebensart, die gelehrt

Kenntnisse erfordert, widmen, und zu dem Ende die Universität beziehen wollen, gleichwohl aber sich durch Geistesfähigkeiten und Anlagen zu einer gründlichen Gelehrsamkeit nicht auszeichnen, vom Studiren ernstlich abmahnen, und deren Altern oder Vormünder dahin zu vermögen suchen, daß sie dergleichen mittelmäßige Subjecte zu andern nützlichen Gewerben in Zeiten anhalten. [(視察官に選ばれて)これらの者は、必要なる学識(試験)の為に日々精進し、大学進学を目差している若者について、頑張つてはいるが如何せん、精神的能力や資質の面での基礎的知識も認められない場合には、入試の勉強から離れるよう懸命に説得し、又、この件に関して両親や後見人に話し、かかる無駄事から他の、世に必要な生業に速やかに転換させるようにならなければならない]。

p. 620

(3) 「前條ト全ク相反シテ学問ニ於テ秀才ナル生徒ハ之ヲ鼓舞シテ其成績ヲ奨励シ且資用ヲ給スヘシ」= §. 63. Dagegen sollen junge Leute, welche vorzügliche Fähigkeiten und Anlagen zeigen, zur Fortsetzung ihrer Studien aufgemuntert und unterstützt werden. [これに反して、非常に優れた能力と資質を示した若者には、その学習の継続の為、奨励と支援がなされるべき事とする]の意。

(5) 「公学校ニ入リタル生徒ハ其教師及ヒ学校視察ヨリ与フル学科成業及ヒ行状ノ憑證ナケレハ退学スルヲ許サス」= §. 64. Kein Landeseingebohrner, welcher eine öffentliche Schule besucht hat, soll ohne ein von den Lehrern und Schulaufsehnern unterschriebenes Zeugniß über die Beschaffenheit der sich erworbenen Kenntnisse, und seines sittlichen Verhaltens von der Schule entlassen werden. [公立学校に通う領邦生まれの者は何人も、自らが学んできた知識の程度と道徳的行状に関する、教師と学校視察官の押印ある証明書がない限り卒業できない]の意である。

(7) 「中学校ノ教師ハ政府ノ官員ト見做シ特別裁判ノ権利ヲ有ス」 = §. 65. Die Lehrer bey den Gymnasias und andern höhern Schulen, werden als Beamte des Staats angesehen, und genießen der Regel nach einen privilegierten Gerichtsstand. (「ギムナジウムヤ、その他上級学校の教師は国家の官僚とみなして、特権的裁判権の規定を享受すべきものとする」が本意。

§ 66は不訳出。その内容は「授業料納入遅滞の未払について、庶民学校と同じく授業料は教員の生活費として進んで分担すべきものであるが、その未払は、必ずや父兄の身にその財産の競売という強権発揮という結末になる」という内容。即ち、[§. 66. Rückständig geliebenes Schulgeld, so wie bey gemeinen Schulen, der zum Unterhalte des Schullehrers zu leistende Beytrag, genießen, bey einem über das Vermögen der Ältern entstandenen Concurrs, das in der Concurrsordnung näher bestimmte Vorrecht.] である(「学制」頒布間もまだ日本人民への影響を考えてか不訳出)。次は第三節となる。

(8) 「大学校」 = III. Von Universitäten. (第三節 大学校について) (§ 67 - 129 最終条)。[§. 67. Universitäten haben alle Rechte privilegirter Corporationen. 大学は全ての特権を保持する団体組織である。]と規定する。この規定は、[☆]一八四八年十二月五日施行のプロイセン憲法第十七条及び、一八五十年一月三十一日の憲法第二十条の「学問及び教授の自由 Die Wissenschaft und ihre Lehre ist frei」の理念が含意されている。といえる(privilegierte Korporationと規定しているのだから)。この§ 67は不訳出。明治政府がフランス等々から借用創始とされている「学制」にとつて好ましからざる内容の故か、としておく。【☆^{C・ポルンハ}著山本浩三訳『憲法の系譜』一九六一年 法律文化

社参照】

明治五年の「学制」では、第三十八章に、

「大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ其学科大略左ノ如シ

理学 化学 法学

医学 数理学」とあるのみで、大学は、他の専門学校と同じく、国家にとって喫緊の実学的學術を習得

する場であった事が判る。「学問と教授の自由」の理念が日本の法体系の中では、昭和二十二年五月三日施行の「日本国憲法」第二十二条に「学問の自由は、これを保障する」と明定されたのが初めてである）。

次は§ 68（不訳出）で、一項一条である。項は「Inner Verfassung: 学内定款」。[§. 68. Die innere Verfassung derselben, die Rechte des academischen Senats, und seines jedesmaligen Vorstehers, in Besorgung und Verwaltung der gemeinschaftlichen Angelegenheiten, sind durch Privilegien, und die vom State genehmigte Statuten einer jeden Universität bestimmt. 組織の維持管理をする大学評議会及び、時の学長の権限内容は、特権として各大学が決定はするが、その行使は国の承認を得た定款に基いてなされるものとする]の意。

次の項は「Gerichtsbarkheit: 裁判権」（不訳出）で§ 69 - 72から成る。

(9) 「学校法則[→]及ヒ安全ヲ保護スルヲメ学校公会ニハ教師及ヒ生徒ヲ処分スル裁判ノ権利ヲ与フ」 = §. 69. Zur nachdrücklichen Aufrechterhaltung der Ruhe und Ordnung auf Academien, ist dem academischen Senate die Gerichtsbarkheit über alle sowohl lehrende als lernende Mitglieder verliehen. 「大学校法則及ヒ安全ヲ保護スルヲ…」と訳出しているが、「大学での安寧と秩序の断固たる維持の為、教える側も学ぶ側も共に、その裁判権を大学評議会に付与されているものとする」の意。「大学法則」ではなく、安寧 Ruhe である。訳出者は英語にも通じて、いつ Rule と錯誤したようである。或は、Ordnung を「規制」と先に訳すか。

(11)「右裁判ハ大学の吏員及ヒ其家族并ニ之ニ属スル僕婢等ニモ及ホスヘシ」＝§ 70の訳出。「僕婢等」＝Gesinde 下男・下女、奉公人である。

(12)「右裁判ノ権ハ之ヲ受クル者ノ一身上ニ係ルノミニシテ当人私有土地等ノ事ニ及フヘカラス」＝§ 71. Sie ist aber nur eine persönliche Gerichtsbarkeit, und kann auf Grundstücke, welche diese Personen besitzen, in der Regel nicht ausgedehnt werden. [...個人所有の土地に關しては、この裁判に持込む事は不可とする]の意。

次の§ 72は不訳出。大意は〔学内裁判で対象としない〕土地の件を裁判に持込まんとする者は、先述の人物(大学人等々)の所有する土地の件だとしても、明白な特権や証拠を示して裁判の拡大の正当性を特別に証明しなければならぬ〕の意。〔§. 72. Soll sie auch auf die Grundstücke sich erstrecken, oder sollen noch andere als die vorbenannten Personen derselben unterworfen seyn: so muß dergleichen Ausdehnung durch ausdrückliche Privilegia, oder aus andern Rechtsgründen, besonders nachgewiesen werden.〕。

p. 621

(1)「博士教師及ヒ大学校吏員ハ右裁判ノ権利ヲ有スル外尚官吏ノ権利ヲ有ス」＝§ 73の訳出。この条文は、項 [Rechte der Lehrer, 教師の権利] (§ 73)の条文で、一項一条である(項名不訳出)。§. 73. Alle sowohl ordentliche als außerordentliche Professores, Lehrer und Officianten auf Universitäten, genießen, außer was den Gerichtsstand betrifft, die Rechte der Königlichen Beamten. (Tit. X. §. 104. sqq.) 「博士教師」は原文で〔大学の〕正規及び、非正規の教授と教員〕の意。原文()内〔第十章第四百四条以下〕はALR施行時からの註記であるが不訳出。

(2)「生徒入学セル時大学名簿ノ中ニ其姓名ヲ記載シ在校中ハ大学ノ社中タルヘシ」＝項 [Aufnahme der

Studierenden. 学生の受入れ」(§ 74-80)の最初の§ 74の訳出。但、項名は不訳出。§ 74. Die Aufnahme der Studierenden unter die Mitglieder der Universität geschieht durch das Einschreiben in die Matrikel. [学生を大学の一員としての受入れは、名簿に氏名を記入して認知される]の意。日本でも、年配の方の中には同様の経験ある方も居られる筈である。§ 75不訳出。

(3) 「大学校ニ入ラント欲スル者ハ大学公会长ニ開申スヘシ」= §. 76. Wer sich Studierenshalber auf eine Universität begiebt, ist schuldig, bey dem Vorsteher des academischen Senats sich zur Einschreibung zu melden. の訳出。「大学公会长」= 「大学評議会会長」。「開申スヘシ」= 「申込む責務がある」の意とつゞおぐ。

(4) 「大学校ニ入ラント欲スル者ハ其所有スル学校憑證ヲ出スヘシ」以上二条ハ三十四年七月ノ憲法ニ因リ変革ス」= §. 77. Der Einzuschreibende muß sein mitgebrachtes Schulzeugniß (§. 64) vorlegen. [名簿記入をせんとする者は(第六十

四条に定める)所持の学業證書を提出しなければならない]の意。但、割書「以上二条ハ…」は、筆者の依拠した先述のALRの編書には、いずれも相応する記述なく、『功程』への訳出は他の註釈書に依った、と推察される。後考を俟つ。§ 78は不訳出。

(6) 「憑證ニ依リ之ヲ試験シ大学校ニ入ルヘキ予備学科未熟ナルモノハ入校ヲ止メ或ハ其闕科を全備セシムヘシ」= §. 79. Wer bey dieser Prüfung noch nicht reif genug in Ansehung seiner Vorkenntnisse befunden wird, muß entweder zurückgewiesen, oder mit der nöthigen Anleitung zur Ergänzung des ihm noch fehlenden versehen werden. [試験によつて予備知識の不十分な事が判つた者は誰れであれ、原級に戻すか或は、強制的に指導して欠けているとされる知識を充たさねばならない]の意。

次の§ 80は不訳出であるが紹介しておく(§ 84と内容は略同一である)。(§. 80. Der Rector muß einem jeden

ankommenden Studenten die academischen und Polizeygesetze des Orts bekannt machen, und ihn zu deren gehörigen Beobachtung anweisen. [学長は入学した学生が各自、大学と、この地区の警察規則を熟知し、しっかりと遵守するよう導かねばならぬ]の意。

次は、項 [Aufsicht über ihre Studien und Lebensart. 学習とその生活態度の監督] (§ 81 - 83) であるが項名を含めて全て不訳出(本小論でも不説及)。

(8) 「大学罰則」 = Von der academischen Disciplin. [大学規範について] (§ 84 - 96)。「罰則」ではなく Disciplin (現在の Schreibung は Disziplin) = 「規範」(「修業規範」としたい処であるが)と仮訳する事とする。この項は内容が極めて大切で、単なる項以上の一つの Thema であり、Von で始まる項である。

本小論では『功程』p. 622 については紙幅の事もあり論考を省略する (§ 84 - 94 に相応、不訳出なし)。なお、§ 80 と 84 が略同一、と先述したので、§ 84 を紹介しておく。§ 84. Alle Studirende müssen den allgemeinen Polizeygesetzen des Landes und Orts sowohl, als den besonders die academische Zucht betreffenden Vorschriften und Anordnungen, die genaueste Folge leisten. [全ての大学生は、規律や指示に関する大学規則に特に厳格に従わなければならない如く、領邦や地区の一般的な警察法規に対しても同様でなければならない]の意で、§ 80 は学長からの、§ 84 は、その対象の大学生の立場から見た規定である。

p. 623

(4) 「放逐ノ罰モ亦国憲ニ於テ一定セル囚獄ノ罰ト等シク容易ニ金ヲ以テ贖フヲ得ス」 = §. 95. So wenig die Relegation, als eine nach den Gesetzen verwirkte Gefängnißstrafe, kann mit Gelde abgekauft werden. [放校ノ罰は如何に軽くとも、法によって科せられた監獄行と同様、金銭を以て贖う事は出来ぬ]の意。§ 96 不訳出。

次項 = [Rechte der Studirenden in ihren Privatangelegenheiten. 個人的事件での学生の権利] (§ 97 - 98)。(項名不訳出)。

(5) 「本人身分ニ係リタル事態ニ至リテハ其生国ノ法律ニ従ヒ之ヲ処置スヘシ」 = §. 97. In ihren Privatangelegenheiten bleiben Studirende der Regel nach den Gesetzen ihres Geburtsorts, oder ihrer Heimath unterworfen. 「私的事件では学生は、その出生地或は、故郷で施行されている法に依る事を慣例とする」の意。

(6) 「生徒猶両親又ハ後見人ノ手ニ属スルノ間ハ一己ニ約束ヲ結フ能ハサラシメンカ為メ一般国憲上ノ箇条ニ従ヒ之ヲ処置スヘシ」 = §. 98. So lange Studirende noch unter Ältern oder Vormündern stehn, bleibt es, wegen ihrer Unfähigkeit, für sich allein verbindliche Verräge zu schließen, bey den allgemeinen gesetzlichen Vorschriften. の訳出。但、「…結フ能ハサラシメンカ為」 = 「…結ぶ不法行為に対する為」の意である。

次項 = [Besonders in Ansehung des Schuldenmachens. 借財行為に対する特例] (§ 99 - 126)。(項名不訳出)。

(8) 「大学生徒ハ両親又ハ後見人ニ属スルト否トニ拘ハラズ大学校長ノ允承及ヒ免許ナクシテ借財スヘカラス」 = §. 99. Kein Studirender, er mag der väterlichen oder vormundschaftlichen Gewalt noch unterworfen seyn, oder nicht, kann, so lange er auf Universitäten ist, ohne Vorwissen und Consens des academischen Gerichts gültig Schulden contrahiren, oder Bürgschaften übernehmen. の訳出。但、「大学校長ノ允承及ヒ免許ナクシテ…」は正確には「大学裁判所が、借用契約が有効で、その保障も担保されている、と認め、同意がなければ」が本意である。

この項の訳出の有無を以下に記しておく (§ は略)

100 - 104 訳出、105 - 107 不訳出、108 訳出、109 不訳出、110 訳出、111 不訳出、112 - 114 訳出、115 不訳出、116 - 118 訳出、119 -

126 不訳出。

p. 623 の(10) - p. 624 の(4)迄 (§ 100 - 103 迄) の記述を略して次に進む。

p. 624

(5) 「右ニ記載セル他ノ私借ハ之ヲ訴訟スヘカラス〔註 § 104 の訳出〕若シ生徒ニ対シ金又ハ金ニ代ルモノヲ貸与シテ無益ノ費用ニ供シ或ハ遊惰淫逸ノ資トナシ或ハ賒貸^(シヤクイ)セシモノハ其金ヲ棄捐^(ユウ)スルノミナラス猶別ニ家財没収ニ処スヘシ」。この訳出文は § 105 - 107 を訳出せず、§ 104 と 108 を訳出して合わせ、一条文の如くになっているのである。即ち、

§. 104. Alle andre Privatschulden eines Studierenden sind nichtig, und begründen keine Klage. 「大学生の他の私的借財は(大学裁判所では)無効で訴訟の根拠とはならない」の意。他方、

§. 108. Hat jemand einem Studierenden Geld oder Geldeswerth zu unnützen Ausgaben, oder gar zur Üppigkeit oder Schwelgerey geliehen, oder sonst creditirt: so soll er, außer dem Verluste der Schuld, auch noch um den ganzen Betrag derselben, fiskalisch bestraft werden. 「何人であれ、大学生に金銭又は、金銭の価値あるものを、必要もないのに貸与し、全く贅沢と享楽に手を貸し或は、信用貸をする者は、その貸金の消失(註「家財没収」ではない)だけでなく、その金額が罰として国庫没収されるものとする」の意。

『功程』への ALR. II. 12. の訳出は大略、一条文 = 一文章であるが、先述の p. 12 と異り、離れた条文を合わせ、一条文の如くに仕立てた例として挙げておいた次第である。

p. 625

(4) 「右期月ニ至リ償却セサレハ貸主ヨリ大学裁判所ニ出訴スヘシ」 = §. 118. Mit dem Ablaufe dieser Frist muß

der Gläubiger, wenn er inzwischen nicht befriedigt worden, es dem academischen Gerichte, bey Verlust seines Rechts, anzeigen. (債権者は貸借期間中に充分な返済が得られない時には、自らの権利の消失を被ったこと)の事を大学裁判所に出訴しなければならない)。この項の残 § 119 - 126 は不訳出。次は最後の項である。

p. 625

(5) 「大学憑證」 = Von academischen Zeugnissen. [大学證書にこいつ] (§ 127 - 129)。Von で始まる項なので、重要な項、としておく。

(6) 「生徒大学ヲ退校セント欲スルモノハ教師ヨリ学業ノ憑證ヲ受ケ之ヲ大学校長ニ出スヘシ」 = §. 127. Jeder Studierende muß, wenn er die Universität verlassen will, bey seinen Lehrern Zeugnisse seines Fleißes und seiner Ordnung in Abwartung der Lehrstunden nachsuchen, und selbige dem Vorsteher des academischen Senats zustellen. の訳出。但、「学業ノ憑證」 = [卒業時の勤勉(成績)と順位を記帳した証明書]の意。「大学校長」 = [大学評議会の長]の意。

(8) 「大学校長右憑證本人ニ相当ナリトスル時ハ大学ノ印章ヲ押スヘシ但本人在学中ノ行状ニ於テハ殊ニ注意スヘシ」 = §. 128. Dieser muß die Richtigkeit derselben unter dem Siegel der Universität bekräftigen, und zugleich bemerken, ob gegen das sirtliche Betragen des Abgehenden, während seines Aufenthalts auf der Academie, etwas Nachtheiliges bekannt geworden sey. [卒業は大学の押印によつて確証されるが、同時に、大学在学中の過去の道徳上の振舞について、何がしかの欠点が認められるか否かにも留意してなされねばならない]の意である。次は、今回の「定則」の最後の条文である。

(10) 「仕官セント欲スル者或ハ学芸ヲ以テ採用セラレント欲スル者ハ右大学憑證ヲ出スヘシ」 = §. 129. Jeder

Landeseingebohrner, welcher sich zu Übernehmung eines Amtes, oder sonst zur Ausübung seiner Wissenschaft qualificiren will, muß dergleichen Zeugniß von einer inländischen Academie vorlegen. (この国に生を享けし者にして官職に就かんと欲し或は、己の学問での生業なりわいの能力を証明せんと欲する者は、その際には国内の大学の証書を提出すべし)の意である。

以上にて、「定則」とALR. II. 12.を対応させての考察を終える。全百二十九条のうち、訳出九十一条、不訳出三十八条。七割強が訳出である。「定則」全てについて原条文との対応は果せなかったが最終条の提示は出来た。「定則」理解の資となれば幸いである。改めて、「定則」がALRの本邦初めての訳出・出版、と指摘しておきたい。原条文の拙訳は、なるべく原文に忠実にと心掛けたつもりであるが、訳の不出来は御斧正を俟つのみ。

三 ALRの先行研究

私見の限りである(前述の如く、ALR. II. 12.^{一八七五}が明治八年の時点で摘訳されて『**功程**』に載録、の事実に触れた先行研究は不在として論ずる)。

- (1) 梅根悟[※]『近代国家と民衆教育―プロイセン民衆教育政策史―』昭和四十二年^{一九六七} 誠文堂新光社。この中の「第四章 ヴェルナー反動の一〇年(フリードリッヒ・ヴィルヘルム二世の時代)」でALRの制定公布は「教育史上いま一つ注目すべきこと」として論考、ALRを「一般方法」と訳して、その§ 1-51を摘訳されている(五

十一条中、十九条分は不訳出)。なお、この訳出文前後の論考は『ドイツ教育史I』（『世界教育史大系11』昭和五十一年 講談社、第三章第四節の中に、同一文章で収められている（予定執筆者の事故の為である＝同書 p. 379 注(17)参照）。

(2) 笹川[※]紀勝「ドイツ憲法史における私立学校 その1「プロイセン一般ラント法」と教育」『北星論集』一九七四年十二月 北星学園大学。この中で歴代ドイツ憲法の中で「私立学校がどのような法論理構成の中におかれるかを」検討。そのプロセスとしてALLR II. 12.の歴史を、田中昭徳『プロイセン民衆教育史序説』（昭和四十四年 風間書房）に則して概説、本論に進み、その論考に要するALLR II. 12.の条文を§ 1-11迄訳出。次いでALLR II. 12.の中での教育の位置付け、について「私立と公立の区別なく学校は「国家的施設」である」（筆者註 營造物）として、ALLR起草者達の思惟をも鋭く分析して、論を展開している（特に、大学の「营造物」論、「団体」論については後述の高木英明氏の著作参照）。

(3) 山内[※]芳文「ドイツ型国民教育の史的構造把握のための若干のノート（一）—プロイセン一般ラント法（一七九四）教育関係条項の位置づけをめぐる—」『金沢大学教育学部紀要』第25号 教育科学編 昭和五十二年。及び、前号に続く「…ノート（二）…」『同紀要』第26号 教育科学編 昭和五十三年。後者の第26号（昭和五十二年）では、先述のAllgemeines Gesetzbuch für die Preussischen Staaten (1791). = 「一般法典」の草稿条文でALLRに引継がれている条文を明示しつつALLR II. 12.の§ 1-53が、論考を進めるのに必要な条文として、訳出されている。

(4) 山本[※]久雄「プロイセン「学校保護権」に関する研究(5) —「プロイセン一般国法」における「学校保護権」—」『愛媛大学教育学部紀要』教育科学 第39巻第1号 一九九二年。この論考は「ALLRの中での学校教育関連条項

を他の条項と関連づけつつ「学校保護権」をその歴史的展開の中に位置づけてみたい」として、ALR. II. 12.のみでなく、第二篇第二章（親と子の相互の権利と義務）＝山本 p. 2.）、同篇第十三章（国家の権利義務一般について）＝山本 p. 3.）、同第十一章（教会について）＝山本 p. 7.）、同第十七章（臣民（Untertan 筆者註）の特別保護のための国家の権利と義務）＝山本 p. 9.）、さらに、同第七章（農民の身分について）＝山本 p. 12.）の各主要項文の要点を訳出しつつ、ALR. の中での「学校保護権」を論考し、明らかにしている。

ALR. II. 12. については、§ 70 迄は論考に援用されている（逐条的訳出はない）。

(5) 乾^本昭三「プロイセン一般国法における監護教育権」『立命館法学』第4・5合併号（末川博士還暦記念）
昭和二十八一九五三年。この論考では、親の権利（但「父権 väterliche Gewalt」と注意書がなされている）たる「監護教育権」は、扶養 Verpflegung と教育 Erziehung の権限の事で殆ど、ALR 第二篇第二章（いわば「父子法」）の条文によって考察されている（但 同篇第一章の条文 I、ALR. II. 12. からは § 7 先述、同篇第十八章条文 III を援用。「懲戒権は教育権の裏面をなすが、これは両親にみとめられている」＝乾 p. 19 注意書とされている）。ALR 編纂の始まったプロイセンは、「大いに教育の振興に努めた時代であった。『すべての国民の精神的向上により市民としての義務を果し、その職業における高度の精神能力を獲得できることが国家の意志である』」＝乾 p. 125 へと「で、デイルタイ Wilhelm Diltkei, 1833-1911. の言を、その全集から訳出引用して、その時代精神を表徴させている。

一九五三昭和二十八年という、奄美諸島も米国の統治下にあり、戦後の未だ安定せざる時代に、民主々義への学問的道標として、この論文が著されていた事を知り、新鮮な驚きで披閲した次第である。【☆この文言は『デイルタイ全集』第6巻（二〇〇八年 法政大学出版社）の「IV 法と教育 プロイセン一般ラント法」の中にも訳出されて

いる。同書 p.665】

(6) 高木英明^{※6}『大学の法的地位と自治機構に関する研究—ドイツ・アメリカ・日本の場合—』一九九八年 多賀出版。この著では、ALR, II, 12の§ 1、と§ 67（前述参照）を特に挙げ、「大学が營造物化しながら、なお団体的でもあるという18世紀の在り方を法典化したものが、プロイセンの一般国法（Allgemeine Landrecht 1794-ALR 第2編第12章）の規定にほかならない」と、多数の参照文献を挙げて結論している（同書 p.48^{※6}）。なお、前記先行研究(4)(5)(6)は高木英明氏の御指示による事を記して謝意を表する次第である。

【※1 梅根悟 明治三〇—三六—昭和一五—一八—。東京教育大学名誉教授 和光大学学長、西洋教育史。

※2 笹川紀勝 昭和一五—一八—。現・明治大学大学院教授、憲法学。

※3 山内芳文 昭和一八—二〇—。筑波大学名誉教授、引用論文は金沢大学教授時代、西洋教育史。

※4 山本文雄 昭和二四—二八—。愛媛大学名誉教授、プロイセン民衆教育史。

※5 乾昭三 昭和三一—三三—平成一五—。元・立命館大学副学長、民法。『立命館法学』二〇〇三年第6号「乾昭三

先生追悼論文集」参照。

※6 高木英明 昭和八—。元・京都大学教育学部長 京都大学名誉教授、教育行政学】

四 おわりに

新島襄（新島と略）が、随行して田中不二磨（田中と略）を助け、米国では主要な州の教育法規を集め、近代国家に於ける教育法規の有り様を知る先導役となった事は、日本に近代の学制を構築せんとしていた田中にとっ

て、新島は助けになる存在であった、といえる。田中の視察報告『功程』が単なる見聞録でなく、他者によるバイアスの掛かった教育視察報告書の訳出を少なくし、西欧主要国の教育法規の訳出が多いのは、行政は先ず法があつて、法そのものに依るべき、とする事を田中が深く認識していた事の表れ、といえる。田中は『功程』以降も、明治九年の米国フィラデルフィアでの「万博」に出張し文献を将来、『功程』では不十分だった当時の米国全三十七州と準州二州（この二州は暫定の）憲法上での教育関連規定を、ビー・ホー (Franklin Benjamin Hough) 編の「教育情報誌」(Circular of Information of the Bureau of Education. No.75-1875) から訳出、又、『功程』以降の教育法規の改変を米国主要四州について、この四州の法令集から訳出させ、『米国学校法』(上・下二冊 明治十一年十月) として文部省から出版している。—これらの調査研究の結果が、所謂、田中の「自由」教育令」(明治十二年) に結実—(一年余で改廢)。

さらに、田中(新島も)が帰朝直前のベルリン滞在中の明治五年十月に出された、プロイセン初等教育を一層発展させた[☆]ファルク法(☆当時の文部大臣・Adalbert Falk) = Allgemeine Bestimmungen, betreffend das Volksschule-Präparanden-und Seminarwesen. Am 15. Oktober. 1872. 国民学校・師範学校附属小学校・師範学校制度に関する一般規定、一八七二年十月十五日—については、ベルリンに居ながら、この法については全く認識が無かつたようで本来、『功程』に採録すべき重要法規であるのに記述されていない。然しながら、田中は、帰朝後に当時文部省に一時的に出仕していた独乙語に堪能な柴田承桂に、この法を訳出させている。『普魯士学校規則』(村山徳淳校 明治八年版。明治十年に文部省印行として一般に頒布)、である。

これらの事例は、田中の、日本の国民教育制度創出を近代的な法の基盤の上になさんとした意図あつての事、といえる。「定則」=プロイセン一般ラント法教育条文の訳出=も、同じで、この法規こそ同国の教育法規の淵源と

して十八世紀の法ではあるが『功程』独乙国の部に採録された、と筆者は見ておく。

今回、「定則」について記している間に、定説とは異なる、といわざるを得ない姿が見えて来たものがある。明治五年頒布の「学制」である。資・史料に基く論考は他日に譲るが、大要のみを先に記しておく事とする。

明治政府は統一国家創成の一環として「学制」による教育の、国家（文部省）の一元的支配に乗り出すが、校舍建築や教員給与等々の肝腎な経済的負担は「小・中学区」という名での地方の（人民・庶民、農民）責務とした（特に、小学校について）。

学問は、己の生の享受、立身出世の手段であるから、学ぶ者が負担するのが当然として、本音は、富国強兵の策なる事を極力表に出さぬようにしての事である。受益者負担、設置者負担、といった論があるが「学制」での小・中学校設置の経済的負担の行き着く先は、結局は人民（庶民・農民）である。

当時の世界主要国の中で、国家による教育の一元的支配、経済的負担は地方、とするこのシステムが法的に最も完遂していたのは、私見の限りではあるが、「プロイセン一般ラント法」である。例えば、同志社英学校の如き私立学校設置認可権が国家にあるのは「学制」と「プロイセン一般ラント法」のみである。仏国では各大学の区長、和蘭国では各市町村長及び副長の権限であり、米国には国家による教育の一元的支配は、そもそも存在しない。教育は各州での事である。

福沢諭吉は、教育と国家の関係について、明治五年の時点で「学校之費用は国民より出し…官府は唯学校を保護するのみ」と述べて、国家による一元的支配の「学制」とは真逆の考えであった（「学校取立之仕組」『大分県教育五十年史』 pp.86-91 大正十三年 大分県教育会参照）。同志社英学校設立時に「官府」より様々な制約を

蒙った新島も、米・欧の教育制度を具に知る者として、福沢と同じ思惟であった、と推察しておく。「(自由)教育令」の田中は、国家による教育の形態的一元的支配が、やがて、人々の内面・精神・良心をも一元的支配に至る危惧を内在している事を何か感知していたのではないか、と思わせるものがある。それが一宗教による一元的支配であるにせよである。

この事は、新島が田中に対して、国民教育は知識教育だけでなく、道德教育も無ければ良き国民は生まれない、として基督教の真理こそ眞の真理で道德を涵養する宗教であるから日本政府は基督教を採り入れるよう、間接的な表現で語った時、田中は、

「如何なる宗教の信条(真理とするもの)も内面の事で外的行動ではない。政府には宗教の如何なる形態であれ、それを侵す権利は無い。宗教は宗教の自由に任せればよいのであって各人の良心に従って、天の神を崇拜するもよし、眞神を崇拜するもよしである。一宗教の真理とするものが他の宗教のものより良ければ結局、その宗教が受入れられて弘まるものである」と応じている(『新島襄全集』6 pp.103-104)。実に堂々たる見識である。

人民の経済的負担の面で、例えば初等学校の授業料についていえば西欧主要国では無償学校(フリー・スクール)の試みがなされ始めており、又、初等学校への国庫補助に踏み込んだ国(英国)もあるが、日本では、「お上に甘えるな」の立場(「学制」第九十一・九十二章)であった。

右の事例に加え、「学制」頒布前、フェルベッキによって「普魯西国教育」なる訳出書が文部省内に存在し、「学制取調掛」の共通認識となっていた、と覚しき節がある(詳しくは前述の如く、後日)。以上より、筆者は、「学制」はプロイセン学制の理念そのものではないか、とする想いが今回の「定則」論考の中で、強く生じた事、こ

の解明が筆者の次の課題となった感あり、と記して、本小論を了える事とする。

本小論成るについて、布施智子氏の御助力の大なることに深く感謝、ここに改めて記する次第である。